

2019年8月24日

スクール生各位

モリタスポーツ・サービス株式会社

消費税法改正に伴うご請求金額のお知らせ

いつも甲子園テニススクールをご利用いただき有難うございます。

さて2019年10月1日から施行される「消費税法改正」に伴う弊社、当テニススクールの取り扱いについて下記の通りお知らせいたします。内容につきましては国税庁ガイドライン等の法令を遵守し適切に対応しております。下記の内容をご確認いただき、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 月会費の税率（2019年10月分の月会費より10%の税率が適用されます。）

テニススクール月会費に適用される税率は、日用品等の購入時にお支払いされる税率とは異なります。当テニススクールにおける適用税率は、お支払日に関係なく皆様が当テニススクールのサービスをご利用される期間（ご利用月）が対象となります。つまり当テニススクール月会費のお支払い方法が前納制となっている為、10月10日に10月分の月会費を口座振替等でご入金いただく事になりますが10%の税率が適用されますので、ご理解賜りますようお願い致します。

<現 行>

<改正後>

税抜価格 + 消費税（8%） → 税抜価格 + 消費税（10%）

2. その他サービスの税率

年会費、入会金、プロショップ関連、レンタル、各種イベント等についても2019年10月1日以降は10%の消費税を請求させていただきます。

以上